

伊豆半島ジオパークガイド及び伊豆半島準ジオパークガイド設置要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊豆半島ジオパークの地質遺産、自然環境、歴史、文化、産業、災害等の遺産を保全し活用を図るため、これらの遺産の価値や魅力を住民や来訪者に解説する資格として、伊豆半島ジオパークガイド（以下「ジオガイド」という。）及び伊豆半島準ジオパークガイド（以下「準ジオガイド」という。）の活動に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ジオガイド及び準ジオガイドの定義は、次の各号に定める。

- (1) ジオガイド：伊豆半島ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する第14条に定めるジオガイド養成講座の講習を修了し、協議会が実施する試験に合格した者。
- (2) 準ジオガイド：協議会が承認した準ジオガイド養成機関（以下「養成機関」という。）が実施する第17条に定める準ジオガイド養成講座の講習を修了し、養成機関が実施する試験に合格した者。

2 次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定める。

- (1) 北伊豆エリア：沼津市、三島市、函南町、長泉町、清水町
- (2) 東伊豆エリア：熱海市、伊東市、東伊豆町
- (3) 中伊豆エリア：伊豆の国市、伊豆市（旧土肥町を除く）
- (4) 西伊豆エリア：伊豆市（旧土肥町）、西伊豆町、松崎町
- (5) 南伊豆エリア：下田市、河津町、南伊豆町

第2章 ジオガイド

(認定の基準)

第3条 ジオガイドの認定の基準は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) ジオパークの理念を十分に理解していること。
- (2) 伊豆半島ジオパーク全域について十分な知識を持ち、ガイドとして十分な解説ができること。
- (3) 協議会が実施する第14条に定めるジオガイド養成講座の講習を修了し、協議会が実施する試験に合格すること。

(認定証の交付)

第4条 会長は、協議会が実施する第14条に定めるジオガイド養成講座を修了し、協議会が実施する試験に合格した者をジオガイドとして認定し、別表1で掲げる事項を記載した伊豆半島ジオガイド認定証（以下「ジオガイド認定証」という。）を交付する。

(認定証の有効期間、更新及び失効)

第5条 ジオガイド認定証の有効期間は認定日（更新の場合は更新日）から起算して5年間とする。

2 ジオガイド認定証を更新できる者は、会長が別に定める更新講習を受講しており、定められた期日までにガイドレポートの提出があり、内容の審査を行い、適当と認められる者とする。

3 ジオガイド認定証の更新を希望する者は、有効期間が満了するまでに、会長に更新申請を行わなければならない。

4 会長は、第3項の規定によりジオガイド認定証の更新申請があった場合は、第2項の要件を満たしていると認められるときは認定証を別表2により交付する。

5 ジオガイド認定証は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するとき、その効力を失う。

(1) 第3項の期間内に更新完了をしなかったとき。

(2) ガイドすることができないことが明らかとなるとき。

(是正勧告・認定効力停止)

第6条 会長は、ジオガイドが次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するとき、当該ジオガイドに対し、注意勧告、認定効力停止のいずれかの措置をとることができる。なお、効力停止の場合は協議会からの各種案内の停止、便宜供与の停止、協議会が著作権を有する著作物の使用禁止、及び、特典の付与等を停止する。会長は、当該ジオガイドが弁明する機会を設けることができる。

(1) ジオパーク活動に関して、法令違反をしたとき。

(2) ジオツアー等のジオパークに関する催事や研修会等において、ガイドの不備により参加者に損害を与えたとき。

(3) ジオパーク、ジオガイドの信用を失墜させたとき、または協議会、他のジオガイドとの信頼関係を損なう行為をしたとき。

(4) ジオパーク活動を妨害したり、支障を与える行為を行ったりしたとき。

(5) その他前各号に準ずる行為のあったとき。

(認定の取り消し)

第7条 会長は、ジオガイドが次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するとき、当該ジオガイドの認定を取り消すことができる。会長は、当該ジオガイドが弁明する機会を設けることができる。認定を取り消された当該ジオガイドは、認定証を速やかに協議会に返還しなければならない。

(1) 虚偽その他の不正の手段で、ジオガイドの認定を受けていたとき。

(2) 重大な法令違反をしたとき、または暴力団員等反社会的勢力と密接な関係にある者であることが判明したとき。

(3) 第6条の各号に掲げる行為を行ったジオガイドが、会長からの是正指導に従わないとき。

(4) その他前各号に準ずる行為のあったとき。

(免責)

第8条 認定証は、ジオガイドが伊豆半島ジオパークに関して一定水準の知識を有していることを協議会が認めるものであり、ジオガイドが行う活動で生じた事故、トラブル等について、協議会は責任を負うものではない。

2 会長及び協議会は、第6条及び第7条の措置によって生じた損害等の一切の責任を負わない。

第3章 準ジオガイド

(認定の基準)

第9条 準ジオガイドの認定の基準は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) ジオパークの理念を十分に理解していること。
- (2) 伊豆半島ジオパークの特定エリア、分野について十分な知識を持ち、ガイドとして十分な解説ができること。
- (3) 養成機関が実施する第17条に定める準ジオガイド養成講座の講習を修了し、養成機関が実施する試験に合格すること。

(講習修了証の交付)

第10条 養成機関の長は、養成機関が実施する第17条に定める準ジオガイド養成講座を修了し、養成機関が実施する試験に合格した者に、別表3で掲げる事項を記載した伊豆半島準ジオガイド講習修了証（以下「準ジオガイド講習修了証」という。）を交付する。

(講習修了証の有効期間)

第11条 準ジオガイド講習修了証の有効期間は認定日（更新の場合は更新日）から起算して5年間とする。

(準用)

第12条 準ジオガイドの免責については、第8条の規定を準用する。この場合、「認定証」とあるのは「講習修了証」と、「ジオガイド」は「準ジオガイド」とそれぞれ読み替えるものとする。

第4章 ジオガイド養成講座

(対象者)

第13条 ジオガイド養成講座を受講する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 伊豆半島ジオパーク加盟の7市8町（沼津市・熱海市・三島市・伊東市・下田市・伊豆市の国市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町・函南町・清水町・長泉町）に住所を有すること。
- (2) 原則としてジオガイド養成講座を受講する年度の当年度または過年度までに協議会が実施する伊豆半島ジオ検定3級を受検のうえ、取得すること。

(内容)

第14条 伊豆半島ジオパークを訪問する者へのサービス向上とガイドの資質向上を図るためのジオガイド養成講座のカリキュラムの基準は、別表4に定めるものとする。

(申請の手続き)

第 15 条 ジオガイド養成講座を受講する者は、協議会が指定する期間内に、協議会に対して様式第 1 号により会長に申請を行う。

(決定)

第 16 条 協議会は、第 15 条の規定によりジオガイド養成講座の申請があったときは、受講の可否の決定を行い、当該申請者に対し、様式第 2 号によりその決定の内容を通知する。

第 5 章 養成機関

(認定の基準)

第 17 条 会長は、別表 5 に定める準ジオガイド養成講座のカリキュラムを実施する団体であり、かつ別表 6 の準ジオガイド養成機関審査表の要件を満たす団体を養成機関として認定することができる。

(認定の手続き)

第 18 条 養成機関になろうとする団体は、様式第 3 号により会長に申請を行う。

2 会長は、第 1 項の規定により申請があった場合は、第 17 条の基準を満たし、養成機関として適当であると認定するときは、様式第 4 号により認定書を交付する。

(責務)

第 19 条 養成機関は、自らが実施する講座を修了し、試験に合格した準ジオガイドの名簿を作成し、様式第 5 号により会長に申請を行わなければならない。

2 養成機関は、準ジオガイドの知識及び技能の向上に努めなければならない。

3 養成機関は、準ジオガイドが実施するジオパークに関する催事や研修会等について、可能な限り情報を収集し協議会に報告するなど、関係機関との連携を図らなければならない。

(活動状況の報告)

第 20 条 養成機関は、毎年 5 月末日までに様式第 6 号により協議会へ前年度の活動状況を報告する。

2 前項に関わらず、養成機関は自らが実施するジオパークに関する催事や研修会等について、随時状況を報告し協議会と連携を図る。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 18 日から施行する

改正 令和 2 年 12 月 10 日

改正 令和 3 年 6 月 14 日